次世代育成支援対策推進法に基づく安芸太田町特定事業主行動計画

令和3年3月11日

安 芸 太 田 町 長 安芸太田町議会議長 安芸太田町教育委員会

総論

1 目的

我が国における急速な少子化の進行等にかんがみ、次世代育成支援対策を迅速かつ 重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成され る社会の形成に資することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」が平成 15 年 7月に成立しました。同法において、国の各府省や地方公共団体等は「特定事業主」 として、自らの職員の子どもたちの健やかな育成のための計画(特定事業主行動計画) を策定することとされています。

職員の皆さん一人一人がこの計画を自分自身に関わるものととらえ、次代の社会を担う子どもたちを育成する必要性を強く認識し、それぞれの職場でお互いに助け合っていきましょう。

2 計画期間

次世代育成支援対策推進法は平成 17 年度から平成 36 年度までの時限法ですが、本計画は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間を計画期間とします。

具体的な内容

1 職員の勤務環境の整備に関する事項

仕事と家庭の両立を支援するため、家庭よりも仕事優先、育児は女性がするものという考え方の意識改革、父親の積極的な育児参加の奨励、休業・休暇を取得しやすい環境づくり、働き方の見直しや、多様な働き方の実現に向けて以下の取組を進めます。

(1) 既存各種制度の周知徹底

仕事と家庭の両立を支援する制度について周知し、内容やその活用の在り方などに関する情報を提供します。

また、管理者(部下を持つ職員)や職員に対する周知等を通じて「仕事と家庭の両立支援」についての啓発に努めます。

(2) 妊娠中及び出産後における配慮

妊娠中及び出産後を通じて母子の健康を適切に確保するため次の取組を行い

職場全体で母性保護及び母性健康管理に配慮します。

・ 業務分担の見直し

職員が妊娠を申し出た場合、管理者は職場内の仕事の分担の見直しを行い、その職員の負担とならないよう母性保護に努めるとともに、特定の職員に負担がかかることのないよう配慮します。

(3) 男性の子育て目的の休暇等の取得促進

男性職員の育児参加を促進するため、次の取組を行い、休暇制度等の積極的な活用を促します。

育児のための休暇を取得しやすい環境の整備

妻が出産する場合の特別休暇(2日間)及び年次休暇の取得の促進を図るため、 管理者は、父親となる職員に休暇の取得を促すとともに、取得しやすい職場の環 境づくりに努めます。

(4) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

育児休業等に対する職員一人一人の意識改革を進めるため、次の取組を行い、 育児休業等を取得しやすい環境づくりに努めます。

育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

育児休業中は、職場の情報が途絶えることになり、復帰に際しての障害となる可能性があります。職場の庶務担当者からは、スムーズな職場復帰が出来るよう休業中の職員に職場や業務の状況について定期的に情報提供を行います。

また、職場復帰のためのサポートなどを適切に実施することにより、円滑に職場復帰できる体制の整備に努めます。

子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組

両立支援制度の周知や利用促進、育児休業中の職員に対する円滑な職場復帰の 支援、育児と仕事とを両立させている先輩職員の体験を知る機会の付与等、子育 てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組を行います。

(5) 時間外勤務の縮減

育児を行う職員のより一層の時間外勤務の縮減に向け、次の取組を進めます。

業務の見直し

新規業務が生じる中で、時間外勤務を縮減するために、既存業務について合理 化等の見直しを行い、事務の簡素・合理化を推進します。

職場の環境整備

管理者は、率先して早期退庁するとともに、勤務時間外における会議・打合せ を自粛するなど、職員が早期退庁しやすい環境づくりに努めます。

人事評価の活用による業務改善の推進

時間外勤務縮減を管理者のコスト意識や事務効率化に向けた取り組みの一つ としてとらえ、マネジメント能力などの観点から人事評価を行います。

また、職員についても、評価者は、被評価者に限らず部下職員の時間外勤務等について把握し、効率化や業務改善に取り組む職務行動などを評価することで、業務改善の推進を図ります。

(6) 年次休暇の取得の促進

年次休暇の取得促進のため、管理者は、業務計画や休暇取得計画の策定、業務配分の見直し、職場内における応援体制の確立、自ら率先した年次休暇の取得等、職員が年次休暇を取得しやすい環境づくりに努め、個々の職員の年次休暇取得状況を定期的に把握し、取得日数の少ない職員については年次休暇の取得を促します。

年次休暇の取得の促進

子どもの学校行事等への参加や家族の記念日等における年次休暇の計画的取得、個々の職員の年間を通じた年次休暇等使用計画表の作成・活用などにより、 年次休暇の取得促進を図ります。

連続休暇の取得の促進

ゴールデンウィーク期間や夏季休暇期間の前後における年次休暇の取得、月曜日・金曜日と休日を組み合わせた年次休暇の取得などにより、連続休暇の取得促進を図ります。

子どもの看護休暇等の取得の促進

子どもの病気等の際には特別休暇 (年間5日以内)や年次休暇を活用して休暇を取得しやすい職場の環境づくりに努めます。

(7) 異動に係る人事上の配慮

人事異動に当たっては、可能な範囲で、子育ての状況に応じた人事上の配慮に 努めます。(業務上の種々の要素及び家族の構成等を考慮しながら調整)

(8) 職場優先の環境是正のための取組

管理者を対象としたマネジメント研修及びメンタルヘルス研修を活用して、部下の服務管理、業務分担、モチベーションの向上となるマネジメント力の向上を図ります。

(9) 人事評価への反映

仕事と生活の調和の推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場環境

づくりに向けて採られた行動については、人事評価において適切に評価を行います。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

地域社会の中で、子ども達の豊かな人間性を育むための次世代育成支援対策について、以下の取組を積極的に推進していきます。

(1) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

地域の子育て活動への参加に意欲のある職員が、機会を捉えて子どもが参加するスポーツ・文化活動への参加、地域に貢献する子育て支援活動に積極的に参加しやすい職場の環境づくりに努めます。

(2) 子どもとふれあう機会の充実

保護者でもある職員の子どもとふれあう機会を充実させ、子どもの多様な体験活動等の機会の充実を図り、子どもたちの「生きる力」を育むことを目的として、学校が行う体験学習等の実施に当たっては、安芸太田町も一事業所として積極的に参画していきます。